○単板積層材の日本農林規格(平成20年5月13日農林水産省告示第701号)

改正案 現 行 (構造用単板積層材の規格) (構造用単板積層材の規格) 第4条 構造用単板積層材の規格は、次のとおりとする。 第4条 構造用単板積層材の規格は、次のとおりとする。 特 級 1 級 2 級 特 級 1 級 2 級 品 (略) 品(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) 質 (略) 表 (略) (略) (略) (略) 表示の方法 1 表示事項の項の(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する 表示の方法 1 表示事項の項の(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方 方法により行われていること。 法により行われていること。 (1) (略) (1) (略) (2) 接着性能 (2) 接着性能 ア 「使用環境A」、「使用環境B」又は「使用環境C」と記載する 「使用環境A」、「使用環境B」又は「使用環境C」と記載すること。 イ 壁、床又は屋根に用いるものとして製造されたものにあっては、 使用環境の次に括弧を付して接着剤名又は接着剤の記号(フェノー ル樹脂にあっては「PF」、レゾルシノール樹脂にあっては「RF」 レゾルシノール・フェノール樹脂にあっては「RPF」、水性高分 子イソシアネート系樹脂にあっては「APII)を記載すること。 (3)~(6) (略) (3) \sim (6) (略) $2 \sim 6$ (略) $2 \sim 6$ (略) (略) (略) (略) (略)